

議案第 5 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、公益財団法人印旛郡市文化財センターが公益財団法人印旛・柏文化財センターに名称を変更したことに伴い、条例の一部を改正するものです。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 公益財団法人印旛・柏文化財センター

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号資料

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公益財団法人印旛・柏文化財センター</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公益財団法人印旛郡市文化財センター</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>